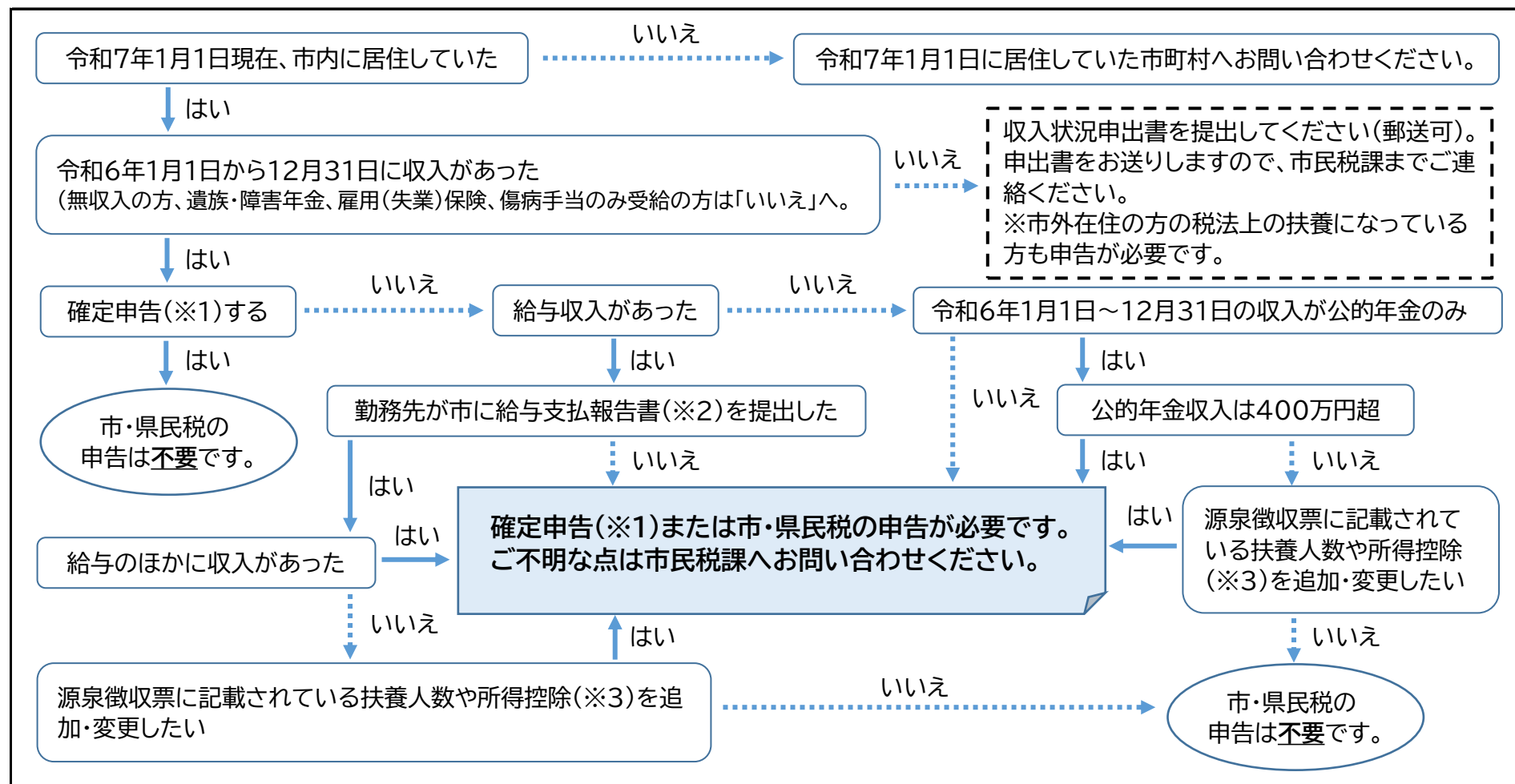


市・県民税の申告確認表

下記確認表により、申告の要・不要をご確認ください



- ※1 確定申告・・・1月1日から12月31日に生じた全ての所得金額に対して所得税を計算し、源泉徴収された税金、納税した税金などの過不足を精算する税務署の手続き
- ※2 給与支払い報告書・・・給与支払者(会社等)が前年中に従業員に給与を支払った場合に、従業員の1月1日現在居住の市町村に提出しなければならない書類。提出された給与支払報告書は市・県民税の根拠となる書類になります。市に給与支払報告書を提出したかどうかは勤務先に確認してください。
- ※3 所得控除・・・申告者が社会保険料や生命保険料、地震保険料、医療費などを前年中に支払った場合や扶養親族の状況に応じて、所得から差し引くことができる控除額。